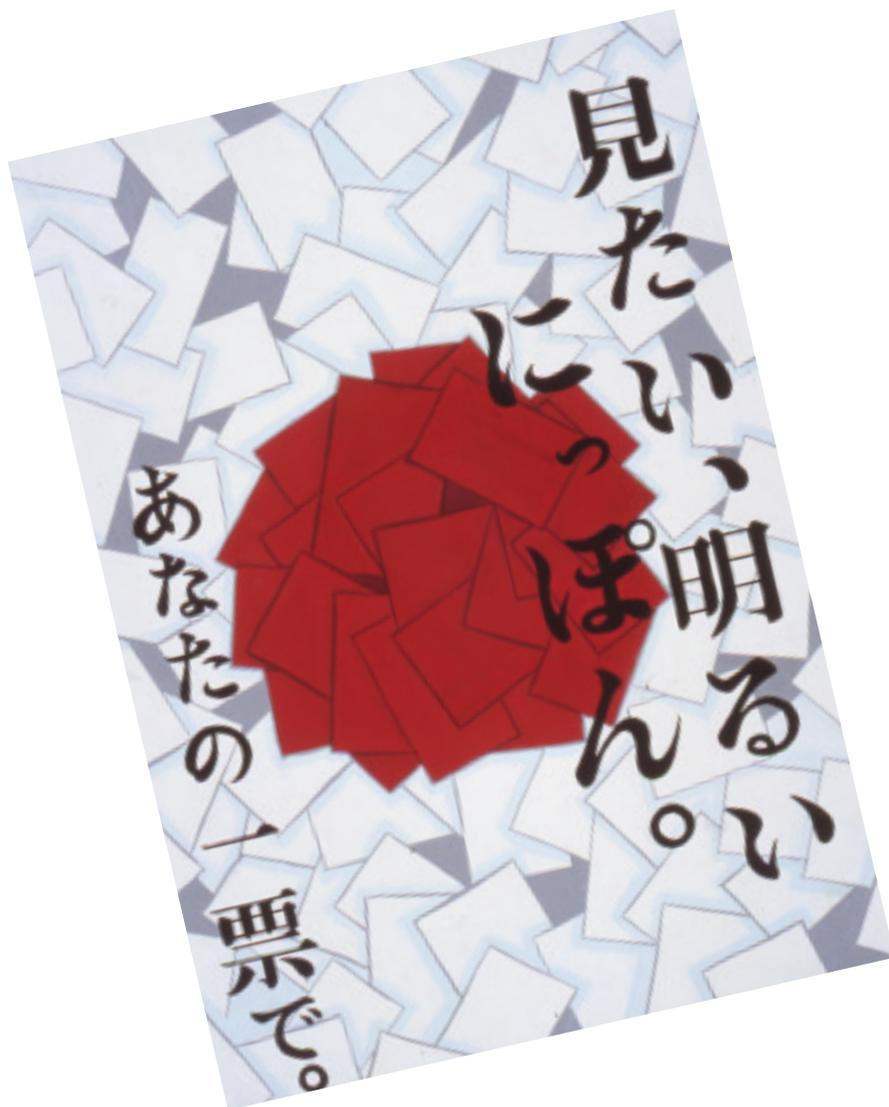


私たちの広場

【特集】地方議会は、今

【巻頭言】これでよいのか！地方議会

【施策紹介】改正容器包装リサイクル法



No.292

2007年1月31日

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台 3

<巻頭言> 「これでよいのか！地方議会」 4
財団法人東京市政調査会理事長 西尾 勝

特集 地方議会は、今 6
地方議会を取り巻く環境の変化 6
地方議会改革の取り組み 8
地方議会改革事例 9

海外トピックス 悲劇を教訓に5%条項 13
——ドイツの連邦選挙制度

ドイツの政治教育〈第4回〉 14
名古屋大学助教授 近藤 孝弘

人をその気にさせるコミュニケーション〈第5回〉 16

施策紹介 改正容器包装リサイクル法 18

メイスイ列島フラッシュ 20
福井県／新潟県上越市／山梨県甲府市／東京都

絵本 英国・選挙腐敗防止の軌跡〈第5回〉 24

協会からのお知らせ 27

平成17年度
明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞作品



則竹 沙江子さん

愛知県立起工業高等学校2年（受賞当時）

〈表紙の紹介〉

村上 尚徳

（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

投票用紙に見立てた白と赤の紙を日の丸の形に並べるといふ大胆かつシンプルなデザインのポスターです。投票用紙の一票、一票が国をつくるという考えを、国の象徴である国旗を使って表しており、作者のセンスと独創性を感じられます。

（雑誌「選挙」平成18年1月号から転載）



「政治制度は、樹木とは違い、人間が動かす努力をして、初めて制度としての働きをする」

ジョン・スチュアート・ミル

1806年生、1873年没

一九世紀を代表するイギリスの政治思想家であるJ・S・ミルは、その著書『代議政治論』（一八六一―一八六二年刊）において、「樹木は、一度植えると人間が寝ている間にも絶えず成長するが、政治制度は樹木とは違う。人間が動かす努力をして、初めて制度としての働きをする」と記し、「よい形態の政治」を有権者が享受できるか否かは、有権者自身の行動にかかっていると訴えています。

そして、代議制度は、選挙民の大半が自分たちの政治に対して、票を投じるに足りるだけの十分な関心をもたず、あるいは投票するにしても、票をカネで売ったり、自分たちを支配している人の意のままに投票したり、自分たちが私的な理由でご機嫌をとりたい人に投票したりすれば、ほとんどその

価値を失い、専制政治や陰謀の単なる道具と化すことになりかねない、と警告しています。

ミルのこの名言は今の時代においてもその価値を失っていません。より良き制度へ向けての選挙制度の改善はもちろん必要ですが、どんなに改善してもそれで問題が解決されるわけではなく、その制度を生かすも殺すも有権者自身の意識改革と努力次第ということができません。

政治学者にして経済学者、そして哲学者であったミルは、幼いころから父親の英才教育を受けて天賦の才を発揮し、極めて多分野でその偉業を成し遂げています。『自由論』をはじめとした数々の名著を上梓、その後の社会民主主義・自由主義思想に多大な影響を与えました。

これでよいのか！ 地方議会

財団法人東京市政調査会理事長

西尾 勝



<プロフィール> にしお まさる

1938年、東京都生まれ。専門は、行政学、都市行政学。東京大学法学部卒業。東京大学法学部教授、国際基督教大学教授、大学院教授を経て、現在、財団法人東京市政調査会理事長。新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）共同代表。地方分権推進委員会、地方制度調査会などの委員を歴任。

高まる地方議会批判

地方分権一括法に結実した第一次分権改革は団体自治の拡充の側面に力点が置かれ、住民自治の拡充の側面ではほとんど見るべき成果を上げなかった。その後の数次にわたる地方制度調査会もまた、住民訴訟制度の改正、地方議会議員政務調査費制度の創設、議会常任委員会設置規制の緩和、議会専門委員制度の創設、臨時会招集要請権の議長への付与等々、住民自治の拡充、なかでも地方議会の活性化に向けて若干の改革を積み重ねてきたが、これらはいずれも細切れの断片的な改革に止

まっている。しかも、その多くは、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会から提出された要望に基づいてなされたものであつて、これまでの首長の相対的優位体制を是正する方向での改革であつた。地方議会の実績を真正面から評価し、その存在理由を問ひ直すような抜本的な改革はまだ行われていない。その一方で、第一次分権改革以降、地方議会・地方議会議員に対する世論の風当たりは日増しに強まってきている。住民直接請求に基づく住民投票条例案の議会による否決、市町村合併に伴う議員の定数特例や在任特例、自治基本条例制定に対する議会の消極的態度等々に住民が反発しているケースが少なくな

い。より新しくは、大阪市の放漫経営問題、岐阜県や長崎県の裏金問題、福島県や和歌山県の談合疑惑問題や政治資金問題等々が発覚するたびに、地方議会議員と首長の癒着が報じられ、地方議会は首長以下の執行機関に対するチェック機能を果たしていないのではな

いかと批判され始めている。地方議会に対する住民の批判は、実はこうした異例の事件に対してのみ向けられているのではない。住民の批判はむしろ地方議会・地方議員の日常活動に向けられているのである。議会審議が形骸化していること、首長提案議案の修正・否決はごく稀であること、議員提案議案が少ないこと等々から、「議会は何をしているのか」という疑問を持つ。そこからまた、議員数が多すぎるとはならないか、議員報酬が高すぎるのではないか、政務調査費が本来の趣旨に反する使われ方をしているのではないかと囁かれる。この種の議会・議員不信感が日常的に蓄積されているところへ、先のような異例の事件が発生し、議会の存在が住民自治の壁になっていると実感した瞬間、または議会が首長と癒着していたと知らされた瞬間に、議会批判が一挙に噴出して

るのである。こうして今日では、地方議会不要論を唱える識者さえ登場して来ている。こうした言論状況から判断すると、地方議会制度の抜本改革が政治課題になる日は案外に近いのではな

いかと思わざるをえない。

自治基本条例と地方議会

このように、地方議会・地方議会議員に対する世論の風当たりは日増しに強まっているものの、地方議会の現状を批判する住民の多くは、地方議会不要論に傾いているのではない。かれらは「開かれた議会」「討論する議会」「行動する議会」を求めているのである。このことを痛感させられるのは、いま全国各地に波及し始めている自治基本条例の制定運動である。

三重県四日市市や北海道栗山町のように議会のイニシアティブで自治基本条例なり議会基本条例なりを制定した自治体はまだ少数派で、自治基本条例の多くは首長のイニシアティブで制定されてきている。しかし、首長のイニシアティブで始められるところでも、自治基本条例案を起草する過程では、公募に応じて参画する住民を含む住民参加機関で条例案に盛り込むべき事項について審議しているのが通例である。この種の住民参加機関に参画した住民がどこでもほぼ共通に体験する悩みがある。それは議会の壁なのである。かれらは議会の活性化を促す観点から議会に関する条項を出来るだけ多く、しかも詳細に自治基本条例の中に盛り込みたいと念願している。だが、議会に対する注文事項を増やし

厳しくすればするほど、議会の多数派はこれに反発し、自治基本条例案を否決してしまう可能性が高いと伝えられ、議会に向かつて玉砕する道を選ぶべきか、それとも議会と妥協した不満足な出来栄のものでも自治基本条例の制定を優先すべきか、悩まされているのである。

住民の多くはまだ地方議会議員の覚醒と地方議会の脱皮・成長に強い期待を寄せている。しかし、この期待が脆くも裏切られ、大きな落胆を経験する。自治基本条例制定運動の波及に伴って、この「期待と落胆」の悪循環が全国化しつつある。これは地方議会・地方議会議員にとってきわめて深刻な事態であるはずなのだが、地方議会議員の大半はそのことにまだきわめて鈍感で、危機感が希薄であるように思われてならない。

意識改革と制度改革

この危機的な状況を克服するためには、地方議会議員の徹底した意識改革と地方議会制度をその根幹から問い直す抜本的な制度改革とが求められている。

地方議会議員はまず過剰な選良意識と特権意識を捨て去る必要がある。選挙の洗礼を受け、一定数以上の有権者の支持を受けて当選した議員には特別な資格が付与される。すなわち、議会審議に参画し団体意思や機関意思

を議決する特別の資格である。しかし、議場を離れたところでは、議員といえども「只の人」である。この意識を徹底するのに有効な方策は、議場に入入りする場合以外は議員パツジを着用しないことである。

次いで必要な意識改革は、首長と職員機構による住民参加の実践を議会軽視と批難することはやめることである。むしろ、議会こそが住民参加の中核機関であることを実証するように、住民に「開かれた議会」に改め、首長・職員機構と住民参加の度合いを競い合う関係を構築すべきである。

制度の抜本改革としては、まず第一に、議会が各界各層の住民をバランスよく代表した議員構成になるように、議員の選挙制度を改善する必要があるのではないか。女性議員、サラリーマン議員を増やすにはどうすればいいのか、真剣に検討しなければならない。

次いで第二に、地方議会、少なくとも基礎自治体である市区町村の議会は常会・臨時会といった会期制をやめ、毎週定例日の夜間に開催することにしてはどうであろうか。その方がサラリーマンと議員の兼職を容易にする。

第三に、日本の地方議員は常勤職に近い報酬を支払われているのであるが、これは世界各国の地方議員に見られない特殊な制度である。はたしてその必要があるのか、原点に戻って再検討する必要があるのではないか。

地方議会は、今

今年4月には第16回統一地方選挙が行われます。選挙の統一率は毎回徐々に減少し、前回は36.26%でしたが、今回は、平成の大合併の影響でかなり減少し、29.49%の予定となっています。しかし、議会議員選挙に関しては、都道府県議会が93.62%、市区町村議会が43.39%と比較的高い水準を維持しています。

地方議会は、ここ数年地方分権の推進によりその役割が増大してきていますが、旧態依然として期待される責務を果たせず、住民の不信を招いているところがある一方で、分権の時代における議会のあり方を探求し、様々な改革に取り組んでいるところも増えています。

そこで今回は、地方議会を取り巻く環境の変化と議会の変貌を探ることにしました。

地方議会を取り巻く環境の変化

地方分権の推進

地方分権の推進は、規制緩和と並ぶ行政改革の主要な柱の一つである。平成五年六月の衆・参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機にその動きが本格化し、平成十一年七月には、大きな節目となる地方分権一括法が成立した。

この法律によって、国と地方公共団体の関係は大きく変わり、従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係となった。事務の再配分や国の関与の見直しが行われるとともに、それまでであった機関委任事務は制度そのものが廃止された。機関委任事務は、知事・市町村長を国の一機関とし、これに国の事務を委任して執行させるものであり、主務大臣の包括的な指揮監督を受けるものだった。しかも、都道府県の事務の七〇八割、市町村の事務の三〇四割を占めており、このため以前から中央集権型行政システムの中核をなすものとの批判が強くなされていた。その廃止により、地方公共団体で処理される事務はすべて「地方公共団体の事務」となり、地方公共団体の自己決定権が大幅に拡大した。

議会の主な機能は、条例の制定など団体意

思の決定を行う議決機関としての機能と、知事・市町村長等の行政執行を監視する監視機関としての機能である。機関委任事務については、団体の事務ではないのでこれらの関与ができなかったが、地方公共団体の事務の拡大に伴い、議会の権限も拡大することになった。すなわち、地方公共団体の事務は、新しく自治事務と法定受託事務に区分されたが、いずれの事務についても条例を制定することができるようになり、議決機関としての権限が及ぶこととなったし、政令で定める一定の事務を除き、いずれの事務についても、検査および監査の請求や調査権の行使ができるようになった。このため地方議会は、これらの権限を適切に行使するための政策形成能力や行政監視能力を高めることが求められている。

地方議会制度の改正

国は、分権時代にふさわしい地方議会とするため、地方分権一括法およびその後の数次にわたる地方自治法の改正で、地方議会に関する制度改正を行ってきた。

まず、地方分権一括法により、議会の議員定数の定め方が、それまでの法定定数制から、

人口区分ごとに「上限値」が設けられてはいないものの、条例で定めることとされた。また、議員の議案提出と修正動議の発議の要件が、議員定数の「八分の一以上」から「十二分の一以上」に緩和された。

平成十二年五月には、条例で定めるところにより、議員の調査研究のために政務調査費を交付することができるとされた。また、議会の意見書を従来の関係行政庁に加えて国会にも提出することができるようになった。常任委員会の数は、それまで人口段階に応じて制限されていたが、条例で自由に定めることができるようになった。この常任委員会の数の改正については、平成一八年六月の改正（一九九年四月施行）で、それまで議員はそれぞれ一個の常任委員会に所属するものとされていたものが、複数の委員会に所属することができるようになったことから、議員数の少ない議会でも意味を持つこととなった。

平成一四年三月には、議案の審査や事務の調査のために議員を派遣することができるようになり、また、平成一六年三月の改正では、それまで年四回以内とされていた定例会の回数が条例で自由に定められることになった。

さらに平成一八年六月の改正（平成一九九年四月施行）では、前記所属常任委員会の数の改正のほか、議長に議会招集請求権、常任委員会に議案提出権が与えられた。また、議案の審査や事務の調査のために必要な専門的事

項の調査を学識経験者等にさせることができることとされた。

厳しい財政状況と市町村合併

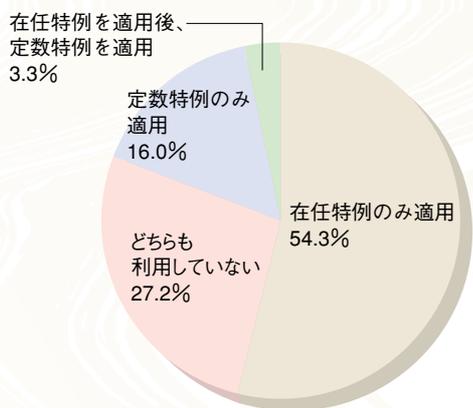
地方財政は、バブル経済崩壊以降の長期にわたる景気の低迷やその克服のために増やした借入金償還費圧力等により、毎年度多額の財源不足に陥っている。加えて、いわゆる三位一体の改革により、地方税源は充実強化が図られたものの、国庫支出金だけでなく地方交付税も減額されたため、ごく一部の団体を除き、ほとんどの地方公共団体は、収支が悪化し、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。この財政危機を乗り越えるための行財政改革は地方団体にとっての最大の課題であり、議会の監視機能の役割はこの面からも益々重要になってきている。

この財政危機も重要な一因となっており、いわゆる平成の大合併が進められた。平成十一年三月三十一日に三三三二あった市町村数は、平成一九年一月二二日現在一八一四まで減少した（三月十二日には一八〇七になる予定）。合併は関係市町村の議会の議決が不可欠であるから、各議会は、議決に至るまでの過程で、多様な民意の把握、様々な利害の調整、異なる意見の集約などに、かつてない多くの時

間と労力を投じ、貴重な経験を積んだと思われる。

しかし、議会の対応でもっとも注目を集めたのは、在任特例（旧団体の議員がそのまま新団体の議員として留任できる）および定数特例（一定期間は法定数以上の増員が認められる）の適用であった。読売新聞社の調査（平成一八年一〇月一日）によると、これらの特例を適用しなかったのはわずかに27.2%に過ぎなかったという（図参照）。また、合併後の議員報酬では、「旧自治体の平均的な水準に合わせた」が12.8%、「低い水準に合わせた」が4.6%だったのに対し、「高い水準に合わせた」が47.5%で一番多かったという。このような議会の対応が、せっかくの貴重な経験を生かせず、住民の不信・反発を呼んでいる事例も少なくない。

【合併市町村における議員の定数特例・在任特例の適用】



議会で定数特例や在任特例を適用しましたか（複数回答）

読売新聞調査

地方公共団体は、地方分権の推進によってその役割が大きくなり、自己決定力が高まる一方で、厳しい財政状況や少子高齢化などの多くの難しい課題に直面し、新しい自治体運営の方式を模索している。

例えば、効率性や収益性を重視するために、民間の経営手法を見習って行政サービスに数値目標を設定し、その数値目標の達成を基準として政策を評価するNPM（ニュー・パブリック・マネージメント）の動きが広がっている。首長選挙にあたって候補者が数値目標や財政的根拠を明示するマニフェストの動きとも連動し、首長と住民との関係を密接化している。

住民参加は、かつてのように役所が原案を作成し、それに対して住民が意見を述べる方式ではなく、原案づくりの段階から住民が参画する方式に変わってきている。しかも、原案づくりの参加者（計画策定委員）全員を公募で選ぶところまで出てきた。これは、住民の考えを直接行政に取り入れ、住民とともに地域経営を行っていくこうとするもので、住民の代表機関である議会の立場を微妙なものにしている。

さらに、これまで主に行政によって提供されてきた公共サービスを住民団体、NPO、企業など多様な主体によって担い、協働して

地域の力を高めていくという動きも広まってきた。

これらの動きは、長と議会は共に住民の代表機関であるという二元代表制に影を落とし、議会の存在を小さくさせていく恐れがある。

地方議会改革の取り組み

議員の政策条例の立案

議会は地方公共団体の団体意思の決定を行う議決機関である。議決事項の最たるものは条例の制定・改廃と予算を定めることである。予算の提出権は長に専属しているが、条例については、議員定数の十二分の一以上の者の賛成があれば提出できる（なお、平成十八年六月の改正では常任委員会にも議案提出権が認められるようになった）。しかし、議員提出条例は、これまで、議員定数や委員会の設置など議会の運営等に関するものに限られ、それ以外のいわゆる政策条例の提案・成立は、ほとんどその例を見なかった。

しかし、ここ数年、議員提案による政策条例の可決数が増えており、毎日新聞社の調査によると、都道府県レベルでは、平成十一年度の一件から平成一七年度には一五道府県二三件に増加した（平成一八年七月三日朝刊）。提

る。議会が制度上の役割増大に安住し、座して俟っているとすれば、長と住民は議会を素通りして直接結びつき、住民は議会不信を高めることになりかねない。

案数も十一年度の五件から二八件に増えている。

政策条例の提出には、議員および議会の政策形成能力の向上が欠かせない。先行事例を見ると、議員の意欲、議員同士の切磋琢磨、議員活動をサポートするスタッフの育成が必要と思われる（事例1、事例2、事例3、事例4）。

会議運営方式の改善

条例制定と並ぶ議会の重要な役割は、日常行政を執行する中で、情報の収集や政策の立案でとかく優位になりがちな長を抑制・監視することである。最近の自治体の度重なる不祥事は、議会のチェック機能が十分に働いていないことの一つの証拠であるといえよう。

議会が行政をチェックする最も主要な手段は、本会議において、提案されている議案と関係なく行政全般について、問題点や長の所信を質す「質問」である。質問には代表質問

と一般質問があるが、この質問のやり方としては、①質問内容を答弁者へ事前通告する、②質問者は長等の答弁者に向かってではなく同僚の議員席に向かって発言し、③質問者はすべての質問を続けて質問し、答弁者もすべての質問に続けて答える（いわゆる「一括質問一括答弁方式」という議会がほとんどである。質問書と答弁書を読み合う「朗読会」の感さえ呈し、緊張感を失っているところが多い。これでは、議会は行政を十分にチェックできない。

このようなこれまでの本会議の運営方式を見直すとともに、専門家を招いての参考人制度の活用など、議会が監視機関としての機能を果たし、二元代表制の一翼を担えるように改善する動きが増えている（事例2、事例3、事例5、事例6）

開かれた議会の推進

議会は複数の者からなる住民の代表機関として、多様な住民の意思を把握し、対立する意見を調整し、これを集約する役割を担っている。「協働の時代」においては、議会もまた、議会の様々な情報を住民に公開するとともに、議会自体が住民の中へ入って行って住民の意見や要望を直接聴取し、住民と議論するなど、住民とのつながりを深めていくことが求められている。この面においても、議会

ホームページの開設、常任委員会の公開、傍聴者への議事資料の配布などはかなり広まっており、議案に対する個々の議員の賛否の広報、インターネットによる本会議ライブ中継、議会報告会や住民懇談会の開催、議員・議会の評価制度の導入、休日・夜間議会の開催などの動きもある（事例1、事例2、事例4、事例5、事例6、事例7）。

議会基本条例の制定

以上のような様々な取り組みの成果を踏ま

地方議会改革事例

事例1

相次ぐ政策条例の制定、

政務調査費公開など改革矢継ぎ早

〔岩手県議会〕

岩手県議会の議会改革への取り組みは、平成一五年統一地方選での改選後に一気に加速したといえる。

県議選で民主・県民会議（当時自由党）、自由民主クラブ、政和会の三会派がそれぞれ、地方議会としては初めてといえる「ローカル・パーティーマニフェスト」を掲げたこと

えて、北海道栗山町議会は、将来にわたって住民に開かれた議会とし、議会活動を活性化していくためには、住民に対する議会の責務、長と議会との関係、議会運営のルールなどを明確にした条例が必要との考えから、平成一八年五月、全国初の「議会基本条例」を制定した（事例6）。また、同年同月、三重県議会も、これまでの改革の実績の上に立って、都道府県議会としては初めて、「議会基本条例」を制定している（事例2）。

が大きい。その中で、議員提案による政策条例の促進、議会の透明化など、一層の議会改革をうたっていたからだ。

まず平成一五年一〇月、五三年ぶりに議員提案による政策条例「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例」を全会一致で可決させた。これは、総合計画などを議会の承認事項とするとともに、計画立案段階から議会がチェックできるようにしている。罰則規定を盛り込んだプレジャーボート条例の制定にあたっては、県民からの厳しい声に、議員自らが答える出前説明会も開いた。平成一五

年以來これまでに計五本の政策条例を次々と成立させている。議会運営委員会が案が出れば、各会派の政策担当者が集まるという「フットワークの良さ」と、会派間の「政策での切磋琢磨」の産物だという。

議会の透明化でも注目される。全国に先駆け、平成一五年五月から政務調査費の全支出に領収書添付を義務づけ、公開した。平成一八年四月からは、領収書に相手役職名も明記している。また、インターネットによる本会議のライブ中継に加え、録画中継（オンデマンド放送）の実施やダイジェスト番組のテレビ放送など、県民に開かれた県議会を目指す実践も続けている。

事例2

政策条例づくりに議会事務局を充実強化

三重県議会

三重県議会は、議員提案条例を作成するには、これをサポートするスタッフの育成が急務と考え、平成一〇年、議会事務局に政務調査室（現在の企画法務課）を新設するとともに、職員を衆議院法制局へ二年間派遣研修させた（研修制度は現在も継続）。

政策条例案づくりは、事務局のサポートのもとに、各会派から中堅・若手の議員数名が「条例案検討会」を組織するのが通常のパターンである。事務局だけでは対応できない問

題は、衆議院法制局や大学の指導をお願いしている。平成十二年の「三重県生活創造圏ビジョン推進条例」を皮切りに、今日までに十一本の議員提案による政策条例を成立させた。

平成一四年三月には「三重県議会の基本理念と基本方向」を満場一致で議決。本会議のテレビ中継のほか、委員会だけでなく全員協議会、各派代表者会議まで公開している。本会議の質問・答弁は、対面演壇方式を採用。分割質問も可能としたため、議場ががぜん緊張感のあるものになったという（「日経グローカル Now」二七頁）

さらに、県政の重要課題については、県民と議員が自由に意見交換を行う「県民ミーティング」を開催。平成一五年一〇月には、地方分権の時代にふさわしい地方議会のあり方を調査研究するとともに、改革に取り組む他の地方議会との連携を図るため、全議員で構成する「議会改革推進会議」を設置した。

これらの実績をもとに、平成一八年十二月、都道府県議会としては全国初の「議会基本条例」を制定した。条例は前文で「知事などの執行機関とは緊張ある関係を保つ」と明記した上で、議会の活動として「積極的な情報公開」「知事の監視・評価」「独自の政策立案や政策提言」「他自治体との交流連携」を掲げている。また、委員会などで議員間の討議を取り入れるほか、議会直属の調査組織を設け、専門職員を採用できるようにしている。

三重県議会の基本理念と基本方向

基本理念	分権時代を先導する議会を目指して
基本方向	1 開かれた議会運営の実現
	2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進
	3 独自の政策提言と政策立案の強化
	4 分権時代を切り開く交流・連携の推進
	5 事務局による議会サポート体制の充実

事例3

女性議員二人の挑戦から政策条例が実現

東京都小金井市議会

小金井市は人口十一万人、議員定数二四人である。地方分権一括法により地方自治法が改正され、議員の議案提出要件が「十二分の一以上の者の賛成」と緩和されたことにより、条例案の提出が可能となった女性議員二人の会派が、条例案を提出すれば、議員と議員との討論ができる、言論の府といわれる議会本来



対面式の議場、手前が質問席

のあり方を実現できるかと考えた。

そこで二人は、

古くから生活用水として利用されてきた湧水、市の水道の七割を占める地下水の保全に注目を、「地下水と

湧水を保全する条例案」を取りまとめ、平成十三年十二月定例会に提出した。提案した二人に対しては、五人の議員から次々と質疑、再質疑が行われた。その後の議会でも、この条例案をめぐり議員同士の議論が行われ、二人が考えた目的の一つは達せられた。

同条例案は、その後、全会派で検討されることになり、取り下げ、再提出など紆余曲折を経て、平成一五年六月、三年がかりで「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」として可決、成立した。

また、同市議会は平成一四年の一年間をかけて、分権時代にふさわしい議会改革を検討した。一般質問を対面化し、一問一答方式を可能とし、さらに、議会用語の見直し、参考人制度の積極的利用、議員研修会の充実などの改革を行っている。議会改革は現在も継続中であるという。

事例4

「自治基本条例」を議員提案で

三重県四日市市議会

四日市市議会は、平成十二年四月の地方分権一括法の施行を契機に、議会の透明化・活性化を図る議会改革に着手。全三六議員（当時）による市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）を設け、議員の政策立案能力を高めてきた。

平成一四年からは、自治基本条例の検討が始まった。全国初の自治基本条例は北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」で、町長の提案によるものであった。それに続いた各地の自治基本条例も長のイニシアティブによるものだったが、四日市市議会は、「市の制定を待つのではなく、市民の代表である議員が発案してもいいのではないか」と考えた。議員有志の勉強会を経て市活懇で検討し、その後新設した自治基本条例調査特別委員会で集中的な議論を展開した。市議会モニター制度を導入するとともに、協議会を開催して傍聴者にも意見を求めるなど、できるかぎり市民参加の機会を設けて条例案に反映させたいという。平成一七年一月、「市民自治基本条例」を賛成多数で可決、九月一日に施行した。議員提案による自治基本条例は、市レベルでは全国初の試みだった。

条例は、市民自治の実現を目的とし、市民、行政、市議会の役割と三者の協働のあり方な

ど、行政運営の基本理念を規定。①情報共有の推進、②知る権利と市民参加権、③行政と議会の市民参加推進義務、④市民投票の根拠——を明記しているのが特徴だ。市議会の役割では、政策立案機能の充実、会議公開などによる開かれた議会運営、市民の意見を反映させる制度の導入、などを定めている。

事例5

議会評価・議員評価制度の導入

北海道福島町議会

福島町は、北海道最南端に位置する人口約六五〇〇人の町。町議会の定数は一四人。この小さな議会が、全国有数の開かれた議会づくりを進めている。これまでにを行った改革は、議会と各種団体との懇談会の開催（平成十一年度）議場のテレビ放映、一般質問への一問一答方式の導入（以上、十二年度）、議会ホームページの開設（十三年度）、選挙公報の発行（一五年度）委員会の公開、傍聴者への会議資料配布（以上、一六年度）等。

そして、平成一七年一月から議会評価制度を、三月から議員評価制度を導入した。議会評価は、活性化（一般質問者数、議員提案件数など）等一〇個の評価項目で全国の議会の状況と照らし合わせて議会運営委員会などで評価し、評価結果は議会だよりとホームページで公開する。議員評価は、行政・財政・経

済・福祉・教育・その他の六分野ごとに、監視評価、政策提言評価など五項目の評価指針を基本として自己評価し、議会評価と同様に公開することになっている。例えば、政策実現評価では、選挙公報における選挙公約の有無、内容・達成度等が評価指針とされている。

事例6

全国に先駆けて「議会基本条例」を制定

〔北海道栗山町議会〕

夕張市の隣に位置する栗山町（人口約一万四〇〇〇人、議員数一八）は、早くから本会議場のインターネット中継、一問一答方式の導入、政務調査費の情報公開、などの議会改革に取り組んできた。平成一七年三〜四月には議員が地域に向いて町民と意見交換を行う「議会報告会」を開いたが、参加した町民から継続実施の声が相次いだことから、この議会報告会の実施を義務づけることなどを盛り込んだ条例案の検討に入った。足かけ四年半の改革の実績を条例化につなげるとともに、四年に一度の選挙のときしか「顔」が見えないといわれる議会の役割・意義を原点から問い直し、平成一八年五月、全会一致で全国初の「議会基本条例」を可決した。

条例は前文と九章二十一章で構成。議会と町長は同じく町民から選ばれた二つの代表機関であり、議会は、「自治体事務の立案、決

定、執行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有している」ことを謳っている。内容としては、これまで行ってきた改革に加え、①町民や団体と自由に意見交換するための議会主催による「一般会議」の設置、②町長や町職員が議員に質問の意味を問い返すことができる「反問権」の付与、③議員相互間の自由討議の推進などを盛り込んだほか、総合計画や都市計画マスタープランなど五つの計画を議決事項に追加している。

栗山町議会基本条例の特徴

- ・町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ・請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ
- ・重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表
- ・年1回の議会報告会の開催を義務化
- ・議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与
- ・政策形成過程に関する資料の提出を義務化
- ・5項目にわたる議決事項の追加
- ・議員相互間の自由討議の推進
- ・政務調査費に関する透明性の確保
- ・議員の政治倫理を明記
- ・最高規範性、4年に1度の見直しを明記

〔栗山町議会ホームページより〕

事例7

夜間議会・日曜議会の開催

〔大阪府大東市議会等〕

全国市議会議長会が平成一六年十二月から一七年二月にかけて行った調査によると、全国七三七市議会のうち土・日議会を開催したのが四六市、夜間議会を開催したのが二一市となっている。

大阪府の大東市議会では、夜間議会と日曜議会を実施している。一八年三月の定例会では五日間の開催日のうち一日を日曜日に、九月の定例会では四日間のうち一日を一八時から開催した。なお十二月の定例会では議場でのコンサートを実施した。

千葉県栄町議会では、平成一四年に試行的に夜間議会及び休日議会を開催した。傍聴した方にアンケートを実施したところ、80%の方が夜間開催に賛成だった。一八年九月の定例会でも、土曜日の一七時から開催した。なお栄町



大東市議会での議場コンサート

議会では反問権も採用している。新潟県魚沼市議会では、昨年十二月の定例会で初めて日曜議会を開催し、多くの市民が傍聴した。

悲劇を教訓に五%条項

ドイツの連邦選挙制度

ドイツは過去にナチスの台頭を許し議会制民主主義が破壊された教訓から、連邦選挙制度にさまざまな工夫がなされており、その一つに五%条項がある。その説明の前にドイツの連邦選挙制度について概説しよう。

●候補者選択の要素を加味した比例代表制

ドイツの議会は連邦議会（下院）と連邦参議院（上院）から成っているが、連邦参議院は州政府代表者会議であり、国会議員の選挙は連邦議会選挙しかない。連邦議会議員の任期は四年で、満一八歳以上の国民の投票によって選出される。

連邦議会の選挙は、日本の衆議院議員の選挙制度と同様に小選挙区制と比例代表制の二つから成り立っているが、その中身は大きく異なっている。日本の場合は、小選挙区と比例代表の二つの選挙が並行して行われ、「小選挙区比例代表並立制」と呼ばれるのに対し、ドイツ連邦議会は比例代表を基本とし、これに小選挙区を加味したもので「小選挙区比例代表併用制」と呼ばれる。定数は五九八で、小選挙区、比例代表それぞれ二九九議席だが、後述するように超過議席が生ずることがあり、現在の議員数は六一四である。

投票は日本の衆議院選挙と同様に二票行使でき、第一票は小選挙区の

候補者に、第二票は各州単位でつくられた政党の候補者名簿（比例代表）に投じられる。

まず第一票で各小選挙区の最多得票者が当選者となる。次に第二票の全国合計値により、定数五九八について最大剰余法で全国レベルの各党の議席数が決定される。各党の議席は、それぞれの党の州ごとの得票数に従い州に配分される。配分された議席からその州での小選挙区当選者数を差し引き、不足分について候補者名簿の上位から順次当選人となる。配分された議席数より小選挙区当選者数の方が多い時は超過議席となる。

●五%条項

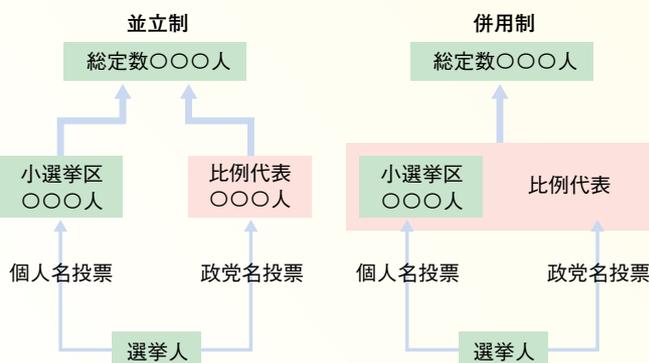
このようにドイツの選挙制度は比例代表制を基本としているが、比例代表制は昔から小党分立となりやすく、政治の不安定を招くとの批判がなされてきた。ドイツの場合、こうした批判はワイマール共和制において現実のものとなり、議会に多くの政党が進出し、安定的な議会多数派をつくりだすことができず、その結果、ナチスによる議会制民主主義の破壊を許し、第二次世界大戦へと突き進むことになった。

この悲劇の経験から、戦後のドイツは議席獲得に必要な最低得票率を定め、一定規模に達しない小政党を議会から排除する制度を定

めた。これが五%条項であり、政党が連邦議会に議席を獲得するには比例代表選挙で五%以上を得票する必要がある。この条項のため、一九八三年の総選挙で緑の党がこの五%条項をクリアし議席に議席を得るまで、長期にわたって基本的に三つの政党（キリスト教民主/社会同盟、社会民主党、自由民主党）しか連邦議会に存在しなかった。現在は、東西ドイツの合併により新党が生まれ五党派が存在する。

なお、この五%条項には例外があって、小選挙区で三つ以上の議席を獲得した政党には、比例代表の得票率が五%に満たなくても、得票率に応じた議席が配分される。

小選挙区比例代表並立制と小選挙区比例代表併用制

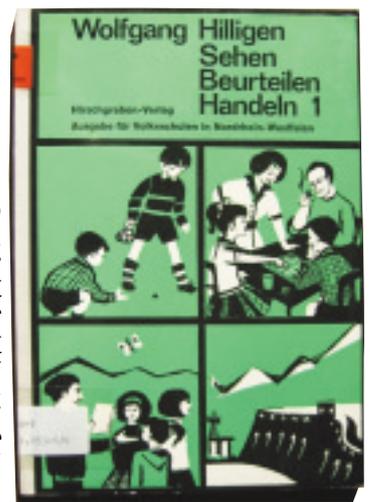


メディア化社会における 政治・選挙教育の役割

名古屋大学助教授
近藤 孝弘 (こんどう たかひろ)

〈プロフィール〉

1963年生まれ。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授。専門はドイツとオーストリアを中心とする現代ヨーロッパの政治教育と歴史教育。



教科書「見る・判断する・行動する」

ア社会はポリテイメント化、つまり政治が娯楽のモードで語られ、決定される状態へと落ち込んでしまっています。「まつりごと」をただの「お祭り」にしないために、政治教育は私たちのメディア能力を高めるといふ課題に取り組まなければなりません。

政治教育としてのメディア教育

「ポリテイメント」
二〇〇三年一〇月のカリフォルニアの選挙で、隣国オーストリア出身の映画俳優アーノルド・シュワルツェネッガーが州知事に選出されたとき、ドイツのある保守系全国紙は、ポリテイク(政治とエンターテインメントを合成したポリテイメント)という言葉を使って、これを報じました。どうもアメリカの有権者は現実の政治と映画の世界との区別がつかないようだ、というのです。確かにドイツでは、政治の経験のない俳優やスポーツ選手などの有名人を政党が推薦して当選させるという例は目にしません。

他方、こうした批判的なまなざしはドイツ社会に向けられたものでもあります。つまり政治や選挙においてテレビを中心とするマスメディアが大きな影響力を持っているという点では、実はドイツもアメリカとそれほど変

わりません。特に二〇〇二年の連邦議会選挙では、初めて与野党それぞれの第一党が推す首相候補者によるテレビ討論会が行われました。二〇〇二年はドイツにおけるテレビ選挙元年といわれています。

テレビでの公開討論は、選挙への有権者の関心を高めるといふ点で確かに大きな意味を持つと考えられます。さらに新聞などの活字メディアから政治についての情報を得る習慣のない人々に、候補者や政党を身近なものとして受け止めてもらう意味でも、それは優れています。

しかしテレビが民主主義に貢献するのは、市民が一定のメディアリテラシー、つまりマスメディアが提供する情報を批判的に読み解く力を備えている場合に限られます。とくに選挙に際しては候補者の容貌や雰囲気ではなく、その考え方や価値観や力量を判読する習慣と能力が不可欠です。それがないとメディア

メディアリテラシーの教育といえますと、日本ではカナダが先進国として知られていますが、かつてナチスによる徹底した政治宣伝で国民が大きく政治判断を誤ったドイツでも、戦後の政治教育はマスメディアに大きな関心を払ってきました。正にポリテイメントという言葉を広く普及させる契機となった同名の本を二〇〇一年に出版したマールブルク大学のアンドレアス・デアナー教授も、当時は本シリーズの第一回で紹介した連邦政治教育センターでメディア化社会において民主主義を守るための政治教育の開発に取り組んでいました。

さて、具体的に戦後ドイツの教科書に注目しますと、私が確認した範囲では、一九六〇年に出版された日本と言う小学校向けの『見る・判断する・行動する』という教科書に「第四の権力」という節が設けられたのが、マス



教科書の中のマスメディアのイメージ
「マスメディア情報と操作」

メディアを本格的に取り上げた初めての例です。六ページにわたる記述の最後には、次のように記されています。

「全体主義国家では、新聞、ラジオ、テレビ、映画は国家によって統制され、プロパガンダのために利用されます。プロパガンダは常に一つの答しか認めません。それは一人ひとり自分の判断を持つことを放棄するとき、賛同を呼ぶのです。」

この文章は、未来の有権者に向けて、マスメディアを鵜呑みにせず、情報を自分で判断して行動することの大切さを訴えているといつて良いでしょう。市民がその努力を怠るとき、民主主義は全体主義に転化しかねないというのがナチズムの教訓です。

なお、この教科書が書かれた頃の冷戦という時代背景を考えますと、ここで全体主義国家として想定されているのは実はナチス下のドイツだけではなく、東ドイツやソ連のような共産主義国も含まれていたことを確認する必

要があります。西ドイツの政治教育は、かつて猛威をふるったナチズムと当時の東の共産主義から戦後の議会制民主主義を守るという課題のもとで進められてきました。それは政治的に完全に中立だったわけではありません。むしろ冷戦の中で西側世界に属していたという事実が、西ドイツの政治

教育の発展を強力に推進したと考えられます。そして、このような経緯が冷戦後のドイツに、民主主義を守る政治教育としてのメディア教育というあり方を残すことにもなりました。

選挙教育とマスメディア

さて、前回までドイツの最新の政治教育プログラムの一つとしてジュニア選挙に注目してきましたが、その中でもマスメディアは大きな位置を占めています。特に二〇〇二年の連邦議会選挙に際して使用された教材集には、「誰が首相になるかはテレビが決める？」という授業モデルが見られますが、ジュニア選挙を主催しているクルルスによれば、これは、そのとき最も多くの学校で実践されたモデルの一つだそうです。それだけ、マスメディアに関心が集まっていたということでしょう。

この授業モデルは、次のような教育目標を掲げています。

「この単元の目標は、連邦議会選挙におけるテレビというメディアの役割を、それが政治に対して持つ可能性と危険性の点から分析・評価し、特にテレビでのシュトイバーとシュレーダー(改革双方の首相候補者―引用者注)の振る舞いを調査することである。生徒は、多くの市民にとって娯楽の道具であるテレビが、政治にとつて最も重要な選挙に影響を与えているということについて真剣に考えなければならぬ。」

二人の実際の首相候補の名前を出して学習

を促すところにも、リアリティを追求するドイツの政治教育の特徴が良く表れています。注目すべきは、やはりテレビに対する批判的な姿勢でしょう。この授業モデルは別のところで、テレビは民主主義を無力化する恐れがあると述べています。つまり、ビジュアルな性格を持つそのメディアは、個々の政治家を大きく取り上げ、彼あるいは彼女に絶大な決定権があるかのような印象を人々に与えがちですが、そのことが、より強力な指導者を求める気持ち、つまり政治的な依存心を視聴者のあいだに生むことになるのです。

もちろんジュニア選挙は、ただテレビが危険だと言うだけではありません。それは、例えば生徒たちに政治家が出演するトークショーのシナリオを作って演じてみることを薦めています。生徒たちはそこで実際のテレビ番組と同じように視聴率を意識して、わかりやすくおもしろく作らなければなりません。そうすることで、トークショーはショーであるということをもつて理解してもらおうのです。

このように現実の社会に対する政治的な「理解」こそが民主主義の能力の基礎だと考える姿勢は、戦後ドイツの政治教育の特徴を良く示していると言つて良いでしょう。市民に求められるのは、テレビなどで楽しく政治への関心を持つだけではありません。そうした楽しさに秘められた政治的な意味に気づき、その上で主体的・合理的に判断・行動することが期待されているのです。

人をその気にさせるコミュニケーション

第5回

説得活動を支える 聞く力

福田 健 (ふくだ たけし)

〈プロフィール〉
(株)話し方研究所会長。コミュニケーションを軸とした講演、講座に多く出講し、著書多数。

説得の二つの特徴

説得とは「その気にさせる試み」であり、「動いてもらうための働きかけ」である。こちらの要求や主張に沿って、相手に行動してもらうように働きかける。それが、説得のためのコミュニケーションである。選挙民に候補者が自らの主張を理解してもらい、自分に一票を投じて欲しいと要求して、投票してもらうよう働きかける。まさに、説得コミュニケーションの見本といえる。したがって、説得とは「説明プラス自発意思」と、捉えることができる。説明して、説得内容をよく理解してもらう。説明なければ説得なし、説明は説得の前提となるコミュニケーションであって、後に説得を予定したコミュニケーションなのだ。

人は、一般に複雑で込み入った説明は好まない。単純明快な説明はわかりやすいから、人々に歓迎される。「今回の選挙は郵政民営化賛成か反対か、それを問う選挙です」と、一点に絞って、選挙に大勝したのは、記憶に新しい話である。説明は説得に大きな力を持つものの、十分条件ではない。人は理

解したから説得に応ずるとは限らない。相手が協力しようとその気になるために、「自発意思」を喚起しなければならぬ。説得の特徴は、相手の自発意思を呼び起こし、自らやるうという気持ちにさせる点にある。強引に無理矢理にやらせようとすれば、人は反発し抵抗する。それを封じ込めるには「命令」という権力を用いるしかない。

説得の第二の特徴は、「NO」が付きものであるという点だ。妻に、「クルマを買い換えたい」と言って、「いいわよ」と、OKの返事が返ってきたとすれば、そこには説得という問題は生じない。「冗談じゃないわ、いまウチはそれどころじゃないでしょう」と、反対してきたとき、妻を「説得する」必要が生じるのだ。当たり前じゃないかと思われるかも知れない。だが、企画を通そうと上司に説得を試みたが、「他にもっとするべきことがある」と、反対されるとすぐに諦めて引き下がってしまう人が結構いる。反対があつて、そこから説得がスタートするのに、反対をされると、へやっぱりダメかと、そこでストップしてしまう。

相手の反対やNOは、説得の赤信号ではない。NOであるから、NOをYESに変えるための説得が必要になる。

説得の二つの特徴「自発意思」と「NO」に対処するには、相手の話を聞くことが大切になる。人を説得しようとの思いが強いと、とかく喋りすぎてしまう。どんなに言葉巧みに喋っても、あるいは巧みに喋れば喋るほど、第一に、相手は警戒する。損したり、騙されたりしないかと、用心深くなってしまう。第二に、説得者の都合や必要性だけを一方的に喋られると、「なんて勝手な人だ。こっちはこっこの都合があるっていうのに」と、反発が強くなる。説得をしようとする焦りが目立ち、自発意思とは逆の方向にいつてしまうのだ。反発が強まれば、話を聞いてもらえなくなる。

説得の手順

自分の話を聞いてもらいたかったら、まず、相手の話を先に聞くことである。その逆をやつて、説得に失敗する人が何と多いことか。相手は自分の思い通りに動く存在との認識は誤っている。思い

通りに動いてくれれば、説得で苦
労したりしない。

次に、単に聞くのではなく、聞
きながら、相手の事情や考え方な
どを理解しようと努めることだ。

説得する際の手順として

①なぜ説得するのか、自分の側の
理由をあげる。

②相手にとって、説得に応じた場
合のメリットを考える。

③相手が反対する理由をつかむ。

①と②までは考えるが、人間と
かく、自分に都合よく考えやすい。
そのため、③の相手側の反対理由
については、つい正確な把握を怠
ってしまう。人間関係に寄りかか
って、自分に都合よく判断して、
相手の側に立つてのNOの理由を
検討し忘れる場合もある。説得に
NOは付きもの。すなわち、聞き
役に回って、相手が反対している本
当の理由を聞き出す必要がある。
簡単にOKするだろうと、相手
を軽く扱ったために反発が出て、
「こっちにも、いま新しい問題が
出て、忙しくてそれぞれどころじゃ
ない」と、反対されて、話がこじれ
てしまったとする。その本当の理
由は、「価値を認めて欲しい」と

いう欲求である場合もある。その
時必要なのは聞くことによってそ
れに気付き、「いつもよくやって
くれていると、感激しているよ」
などと、まず、相手の価値を認め
ることである。人は自分の価値を
知ってくれる者には、協力しよう
という気になるものだ。

説得点をつかむ

「相手のどこに働きかければ、相
手が動くのか？」という説得の
「ツボ」のことを「説得点」と呼
ぶ。そして、説得点を発見するも
っとも有効な手段が、「聞き役に
まわる」ことだ。人は話を聞いて
くれる相手には好意を持ち、話を
聞こうという気持になる。自発意
思が芽生えるのだ。そうすれば、
的が絞れるから、そこに説得の工
夫を集中すればよい。

聞くというコミュニケーション
は、誰にもできる、簡単なことに
受け取られる傾向があるが、聞く
のは、決して簡単ではない。

第一に、相手の話を意識を集中
させるのは大変なことである。疲
れていてはできない。友人の弁護
士がいうには、「弁護士の仕事で、
一番大事なのは健康だね」。依頼

人の話を聞いて、問題の本質を見
抜くのに、疲れていたのではで
きるものでないという意味に、私は
解したが、健康でなければ話を集
中して聞けるものではないからだ。

第二に、聞くのにも相手がいる
という点を認識している人が少な
いこと。「要するに聞いていれば
いいんだらう」と、無表情、無反
応な聞き方をする人がいる。聞く
のは自分一人で行うことではな
く、相手を伴う行為なのだ。話し
手に、聞いているのがわかるよう
に聞くことが大事になる。

「ちょっと、聞いているの!？」
奥さんに文句を言われた夫も、い
るのではなからうか。自分では聞
いているつもりでも、眼を瞑った
り、気のない態度で聞いていたの
では、話し手に話す意欲を失わせ
る。相手に、心ゆくまで話しても
らい、本音を語ってもらえるよう
にすれば、相手を理解する手掛かり
がたくさん手に入る。

その第一歩は、話がしやすいよ
うに聞き、話し手に口を開いても
らうこと。第二歩は、相手の話を
歓迎して、受け入れること、聞く
のも表現なのである。あなたの話

を聞いていますよと、伝えること、
すなわち表現することなのだ。

表現手段として次のようなもの
を活用するとよい。

●表情

無表情がどれほど話し手を苦し
めるか。反対に生き生きとした表情
がどれほど話し手を活気づけるか
は、試みればすぐわかることであ
る。

●アイ・コンタクト

話は目で聞くものである。目を
そらしたり、目が落ち着かない聞
き方は、話し手を不安にさせる。
話のスタート時に相手を見て、話
をしつかり受け止めよう。また、目
でしつかり相手を見ることで、話し
手の心を読みとることもできる。

●相槌

日本人はうなずきはよくやる
が、相槌の上手な人が少ない。相
槌は、相手の話を受けとめ、声に
出してはつきりと打つ。といって
も大袈裟な相槌はわざとらしい。
よく聞いて、区切りやポイントの
ところで、自然に打てるのがよい。
上手な聞き手は、話し手に話す
意欲と自信を湧かせる。そして、
説得点をつかむのである。

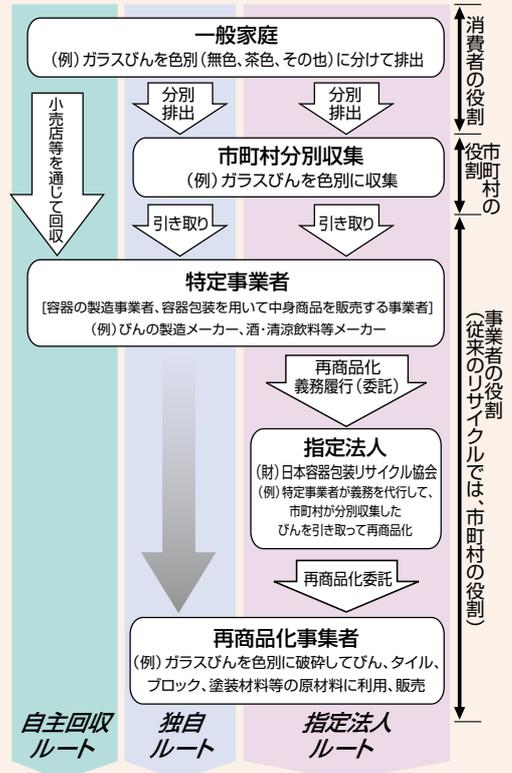
改正容器包装リサイクル法

制定から10年を経て、平成18年6月、容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」）に大きな見直しが行われました。リサイクル以前のリデュース（排出抑制）をどうやって推進するか、市町村と事業者のコスト負担をどう変更するかが中心課題となりました。

■容器包装リサイクル法の制定

びん、缶、ペットボトル、段ボール、紙パック、プラスチックトレイ、レジ袋など、商品に用いられる容器包装は、かつては、各家庭から排出されれば通常の一般廃棄物と同様に扱われていました。市町村によって収集・運搬され、一部分はリサイクルに回るものの、残りは焼却、破砕などの中間処理がなされ、その残さが最終処分場に埋め立てられていたのです。しかし、一般廃棄物の排出量が平成二年には五千万トンを超え、最終処分場の埋立て容量がひっ迫する状況となったため、家庭から出る一般廃棄物の六割（容積比）近くを占める容器包装廃棄物について効果的な3R（リデュース、リユース、

図1 容器包装リサイクル法の概要



リサイクル)の仕組みを作ることによって、一般廃棄物の減量と資源の有効利用とを図るべく、容器包装リサイクル法が平成七年に制定されました。

この法律では、一定の容器包装廃棄物(ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装)について、容器包装利用事業者や容器製造事業者が再商品化を義務づけています(注…スチール缶、アルミ缶、紙パックおよび段ボールは、市町村が分別収集した段階で有価物として引き取られることから、対象外となっております)。その仕組みは、図1のとおりです。容器包装廃棄物の収集・保管の過程と再商品化処理の過程とを分け、前者は従来どおり基本的に市町村の責任において行うものの、後者については事業者がコストを負担させることとした点に制度の主眼があるといえます。

■かさむコスト、もめる負担

この法律は、施行から一〇年後に必要な見直しをすることとされています。その間の状況

を見てみますと、ペットボトルの回収率が大きく伸びるなど、容器包装廃棄物のリサイクルは進展しており、また、一般廃棄物の最終処分量も減少して最終処分場の残余年数にも一定の改善が見られるとされています。しかし、その一方で、容器包装廃棄物の排出量そのものは減少していません。そのリサイクルのコストは増

●出典 環境省HP

加し続けてきました。本来、リサイクルよりも優先されるべき排出抑制(リデュース)の取組みが不十分であったことが指摘されています。また、コスト負担のあり方については、市町村の側からは、分別収集・選別保管のコストの方が事業者の再商品化のコストよりもはるかに大きいとして、市町村と事業者との分担を見直すべきとの意見が出てきました。環境省としても、事業者の負担を増やせば容器の軽量化や包装の簡易化が進み排出量の減少が期待できるとしているのに対し、産業界はこれに反発し、特に、容器包装製造事業者などと比べて処理委託費の負担割合の高い容器包装利用事業者(小売業者)からの不満が大きくなっていました。昨年には大手スーパーのライフ・コーポレーションが、現行の負担割合は憲法一四条が定める法の下の平等に反するなどとして国と費用の支払い先である日本容器包装リサイクル協会を相手取り損害賠償を求める訴えを提起しました。処理委託費不払いの事業者を国が放置し、結果的

にただ乗り業者を生み出していることも、批判されています。

さらに、ペットボトルについては、再商品化事業者が委託費を受けて再生するはずが、品不足のために有料で購入せざるをえないという実態が見られました。これは、ペットボトルが百円シOPPなどの雑貨類の原材料となる資源として中国などに輸出されるようになり、財政負担を少しでも軽くしたい市町村が輸出業者に売る傾向を強めているためと言われています。このような傾向が続けば、再商品化事業は立ち行かなくなり、その廃業によってリサイクルの枠組みが崩れるおそれがあります。

■改正のポイント

このような状況を受けて、今回の改正では図2のような内容が定められました。主な改正点は次のとおりです。

①事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

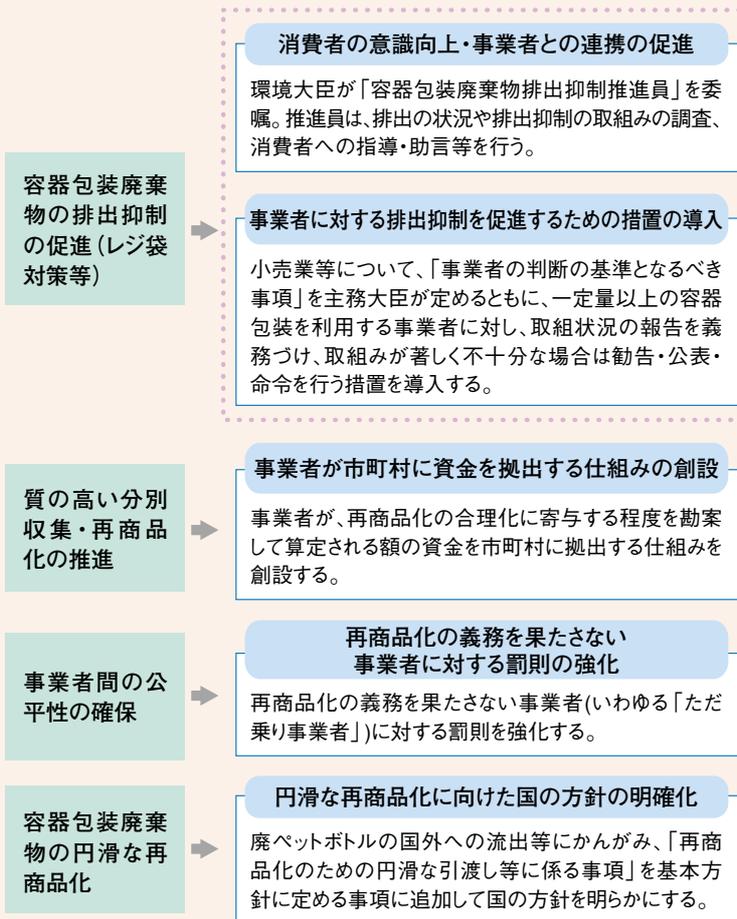
主にスーパー等のレジ袋の有料化を念頭に事業者の取組みを促すための措置です。レジ袋有料化については、スーパー業界は法律で明確に義務づけてほしいとの姿勢でしたが、デパートやコンビニはこれに反対しており、国としても憲法の定める営業の自由を侵害するおそれがあるとして、レジ袋削減の取組状況を国に報告させ、取組みが不十分な場合は勧告、命令をなし、命令違反には罰則を課す形に落ち着きました。対象は、年間レジ袋排出量が五〇トンを超す小売業者で、全国七五〇社程度、排出量全体の約九割を占めます。この法律の施行は今年の四月一日ですが、すでに全国チェーンの大手スーパ

ーでも有料化の動きが出始め、一枚五円から一〇円程度に設定するケースが多いのではないかとされています。また、レジ袋だけでなく、紙袋、贈り物用包装紙、トレー、段ボール紙なども対象に含めることが予定されています。

②事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設
先に述べたとおり、当初は分別収集費用の一部を事業者が転嫁することが想定されていましたが、産業界の反対もあって実現しませんでした。代わりに導入されることとなった仕組みは、事業者が日本容器包装リサイクル協会に一年分前払いする再商品化の処理委託費のうち余った金額を従来は全額事業者に返還していたのを市町村と折半する

というものです。市町村が質の高い分別収集（消費者への適正な分別排出の徹底や異物の除去）を実施した場合には、その分、再商品化のコストが低減されるのだから、市町村にその寄与分を還元しようという考え方に立っています。このように制度を仕組みれば、市町村に質

図2 改正法の概要



●出典 環境省HP

の高い分別収集を促す効果が期待できるとされていますが、特に食べ残し等の異物の除去の混入が多いプラスチック容器包装などについては、適正な分別を徹底するため、違反者への収集拒否などの厳しい手法も活用せざるをえなくなると思われます。また、プラスチック製容器包装については、まだ分別収集に踏み切っていない市町村が多いため、今後の進展が望まれるところですが、他の容器包装と比べて再商品化の処理委託費の単価が高止まりしており、今回導入されたこの仕組みがうまく機能するのかが気になるところです。

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関するユニークな取り組みをレポートします。

列島メイスイ フラッシュ

選挙啓発ソング 「正義のヒーロー」を制作

〈福井県〉

「明日は選挙」を制作し、以来、国政選挙、統一地方選挙および市町村の選挙において活用してきました。

しかし、近年の投票率の低下傾向や、特に、若年層の投票率が低水準であることを受けて、政治や選挙に対する関心を高めることを目的に、新しい「選挙啓発ソング」を作成することとし、平成一七年度に歌詞を、一八年度に曲を募集しました。

募集にあたっては、選挙啓発ソングの募集自体を選挙啓発につなげていこうと考え、県内の高校や音楽スタジオやCDショップに募集チラシを置いてもらったり、公募ガイドに掲載するなど様々な広報を行いました。

選挙啓発ソングの歌詞の決定

まず、平成一七年には、県内に在住、在勤、在学する個人またはグループを対象に選挙啓発ソングの歌詞を募集したところ、二八点の応募がありました。審査の結果、最優秀賞には、鯖江市の高校生五十嵐圭祐さんの作品「正義のヒーロー」が選ばれました。「あなたが必要」と一票の重要さを訴える若者らしい力強いメッセージが伝わってくる歌詞です。

「正義のヒーロー」歌詞

ひとつの力は小さいけれど
みんなが考えればきつとうまく
あなたの力は無意味じゃない
あなたの力が必要なんだ
候補者ではなくメインはあなた
正義の味方はあなただよ
.....
義務がどうかそんな問題じゃない
重要なのはあなたの意思
未来をよりよくするには
あなたの力が必要なんだ
候補者ではなくメインはあなた
正義のヒーローはあなただよ

選挙啓発ソングの曲の決定

次に、平成一八年には、「正義のヒーロー」の曲を、県内在住、在勤、在学する個人またはグループ、県内の学校を卒業した個人またはグループを対象に募集しました。募集にあたっては、曲の募集であり、応募が少ないことが心配されたことから、若者の選挙啓発ボランティアグループ「CEPT」が、テレビ青年活動隊「CEPT」が、テレビの伝言板コーナーに出演して募集の広報を行ったり、ケーブルテレビで募集広報を放送してもらおうなど、様々な広報を行いました。

広報の成果もあって、六一点の応募があり、審査の結果、越前町の青山好恵さんの作品が最優秀賞に選ばれました。この曲は、投票率が低い二十代の方々にも好感を持っていただけるような、明るく、

親しみやすく、爽やかなリズムで投票を呼びかける曲となっています。県選挙管理委員会のホームページ (<http://info.pref.fukui.jp/senkan/gallery/181003song-kekaka.html>) から聞くことができますので、ぜひお聞きください。

十一月十一日に開催した「明るい選挙推進県民のつどい」では、最優秀賞を受賞した青山さんに選挙啓発ソング「正義のヒーロー」を歌っていただきました。参加者からは「すばらしい曲が完成しましたね」という言葉をいただきました。

選挙啓発ソングの活用

今後は、来年の統一地方選挙をはじめとする各種選挙において、ショッピングセンターや商店街などで流したり、ラジオやテレビによる広報で放送したり、広報車で巡回広報に使用していきたいと考えています。また、県内の中学校、高校で実施している「明るい選挙出前塾」や様々な研修、特に若者向け研修で使用し、選挙啓発ソングを定着させ、県民のみなさんに政治・選挙に関心をもってもらいたいと思っています。

(福井県選挙管理委員会)

政治や選挙を身近に感じてもらうため、「選挙啓発ソング」を！
福井県選挙管理委員会および福井県明るい選挙推進協議会では、平成三年の統一地方選挙の際に、選挙啓発のためのオリジナルソング

広がれ、活動の輪

上越市「選挙に行こう！若者委員会」

〈新潟県上越市〉

上越市は、新潟県の南西部に位置し、平成一七年一月一日、全国最多の一四市町村が合併し誕生した人口二十一人余の市です。

さて、投票率三一・〇七%。

これは、平成一七年一〇月に行われた上越市長選挙における二〇〜二四歳の年齢別投票率です。ちなみに、六五〜六九歳は八六・九八%。若者の投票率がいかに低いかがわかります。

それではどうしたらいいのか。平均年齢が四八歳を超える当市選挙管理委員会事務局で侃侃諤諤の議論を交わした末、たどり着いたのは当たり前すぎる結論、「若者のことは若者にまかせよう」でした。

「あまり欲張らないで、当面、三〇〜四〇人でスタートしたら」「女性が多いとネットワークが広がるのでは」「にぎやかなパフォ

ーマンスができる団体の代表にも入ってもらったら」。選管委員長

はじめ各委員などからも的確なアドバイスをいただき、まずは公募制とせず、市内の大学や専門学校、青年リーダーなどの生涯学習団体やパフォーマンズが得意な演舞団体・合唱団体などに委員の推薦をお願いすることとしました。学校や団体からは、趣旨にかなうやる気十分の若者を快く推薦していただきました。

こうして昨年八月、若者委員会がスタートしました。委員は高校生から三〇歳までの男性十二人女性二二人で、平均年齢は二二・七歳。輝くほどの若さです。委員長に選ばれた三浦徹さんは、地元上越市出身で上越教育大学の二年生。「僕はまだ一九歳。選挙権はありませんが、以前から若者の低投票率が気になっていました。こ



学園祭で

の委員会を全国で注目されるような会にしたい」。委員長就任時のあいさつが非常に印象的でした。

立ち上げまでは選管事務局が主導しましたが、その後は「自主・自立」がモットー。全体会や役員会を開催し、夜遅くまで熱心に議論を重ねています。早速、十一月に行われた上越教育大学や県立看護大学の学園祭では、真っ赤なほり旗を立て、自分たちで作ったチラシなどを配り、若者委員会のPRを行いました。大学からは、「社会性のあるテーマでの学園祭への参加は大変ありがたい」と、好評をいただきました。

目下、若者委員会では、今年四月の県議選直前に実施するパフォーマンズに向け準備を進めています。このパフォーマンズは、期日

前投票所になる市民プラザにおいて、よさこいソーランの演舞やマーチングバンドの演奏などをにぎにぎしく繰り広げ、集まった見学者・出演者・関係者などに県議選や若者委員会のアピールを行い、併せて会場内で期日前投票をしていただくよう、というものです。

また、三四人の委員では、今後のパフォーマンズや選挙フェスタなどでは手不足となるため、若者委員会が実施する啓発事業への参加と活動の補助を目的とする「サポーター」の募集も、当面一〇〇人を目標に行っています。

矢継ぎ早のこれら活動に、啓発活動において大先輩の上越市明るい選挙推進協議会（瀧澤サヨ子会長・五四人）も刺激を受け、十二月の全体会には明推協役員が出席し、両会の今後の連携について活発な意見交換を行いました。

一人の委員が「選挙に行こう！」と一人の友達を誘い、その友達がまた別の一人を誘う。サポーターを含めた活動の輪が、今、着実に広がっています。

（上越市選挙管理委員会）

規約を全面改定して再出発

〈山梨県甲府市〉

るために組織があるという発想からであります。

今後の明るい選挙推進運動の目標を「投票参加志向の高まるような社会環境の醸成」に置き、常時啓発、特に話し合い活動の活性化を図る。また、その活動は地域社会に根ざした運動でなければ実効性は望めず、さらに効果的に話し合い活動を進めるためには数多くの地域リーダーが必要で、その人材を求めるためにも住民の自治組織である自治会との連携が必要であると考えました。

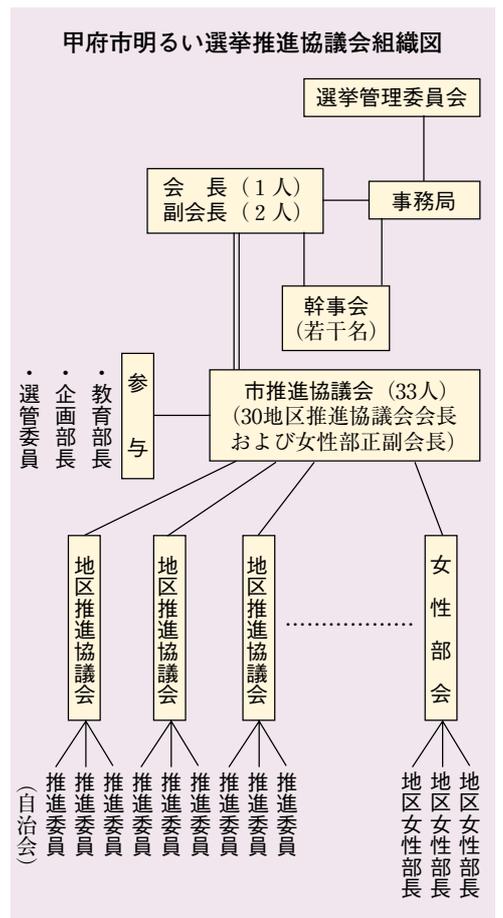
そのような視点から、各自治体に一名の推進委員を置き、二〇〇世帯を超える大規模自治会には二〇〇世帯を超えるごとに一名を増員するとした基準を設け、その選任にあたっては、地域住民に信望があり政治的に中立な人物を、自治連合会長から推薦を受け、選挙管理委員会が委嘱することとしました。

したがって自治会数および構成世帯数から五〇〇を超える委員数となるため、市内三〇の小学校区単位に地区推進協議会を設置することとしました（本市では小学校区ごとに自治連合会が組織され、

行政執行上でも認知されたコミュニケーションエリアである）。

各地区推進協議会の自主性は重んじるものの、市域の統一性も考慮し、各地区会長を構成員として甲府市明るい選挙推進協議会を組織しました。また、女性のもつ感性に期待して各地区推進協議会の女性委員の中に女性部長を置き、各地区の女性部長で構成する女性部会を設置し、その正副部会長を甲府市明るい選挙推進協議会委員に加えることにしました。

以上が今回の組織再編の概要ですが、今後の活動につきましては各地区協議会がそれぞれ自主的に活動することも可能で、地域の実



情に即した事業展開ができることになり。現に各地区での話し合いも活発になり、平成一七年度は二八回でしたが、一八年度は十二月現在で三七回行われました。地区会長が出席した市推進協議会の報告や啓発活動内容の検討などをテーマに行われています。

このような展望をもち発足しましたが、推進委員の取り組み姿勢が大きく成果を左右することになるため、推進委員の研修も課題の一つです。私どもとしては「私たちの広場」をこの上ない研修教材として活用し、自ら考え行動する推進協議会となることをめざしています。

(甲府市明るい選挙推進協議会)



都選管は、平成一七年の都議会議員選挙において、軽快なダンス系のCMや斬新なポスターを作成したほか、

効果的な選挙啓発方法を大学生が検討

〈東京都〉

東京都選挙管理委員会では今年度、大学生等を主な対象に「東京都選挙アカデミー インターカレッジコース」を実施しました。大学生等の社会参加活動の一環として導入した事業で、投票率アップに向けたキャンペーンの企画・立案などを体験的に学んでもらおうという試みです。一八歳以上の大学・短期大学・専門学校に在籍生を対象に募集した結果、男性六人、女性一三人の一九人の応募がありました。同コースは平成一八年九月から十一月にかけて四回にわたりに開催されました。

まず、選挙に関する講義や模擬投票を体験した後、三グループに分かれて「若年層に効果的な啓発方法」をテーマにグループ討議を行いました。



企画したキャンペーン事例を発表

ダンスコンテストなど、若者を意識した啓発事業を展開しました。

グループ討議では、これら都議選啓発事業を若者の視点で検証した上で、若者層に効果的な啓発事業やキャンペーンのアイデアを出し合い、最終日の十一月三〇日に検討結果を発表しました。

都議選啓発事業に対しては、各グループとも啓発活動の斬新さは認められたものの、「若年層が親近感を抱いたかは疑問で、さらに工夫が必要」と辛口の批評を行ったグループもありました。一方で、若年層に投票を呼びかける場として

居酒屋チエーンやレンタルビデオショップでの啓発グッズ等の配布、新宿駅東口でのヒップホップ居酒屋やレンタルビデオショップに着目したことは評価。啓発グッズの内容・デザインの改良や、キャンペーンにイメージキャラクターを呼んで話題づくりに努めるなど、工夫次第では大きな効果が期待できるとの意見が出されました。

「若年層に効果的なキャンペーン事例」としては、①若者に人気の歌手やタレントのイメージキャラクターへの起用、②イメージキャラクターによる街頭コンサートやトークショーの開催、③カラオケBOXなどでの啓発のポスター掲示やチラシの配布、④レンタルビデオショップの返却日記載レシートを活用したPR、⑤フリーマーケットを開催し、会場での啓発イベント開催、⑥インターネットによるPRなどが提案されました。

⑥のインターネットは、前回都議選では活用されていなかったが、若者に不可欠な媒体となっており、ただに大きな効果が得られると指摘。具体的にはウェブ上のアフィリエイトを活用した啓発方法

が提案されました（アフィリエイトは、個人が自分のホームページやブログに広告を張り、読者がその部分をクリックすると、広告元のホームページに飛ぶ仕組みになつており、成功報酬型広告と呼ばれます）。都の選挙のアフィリエイトを出してもらい、それをクリックすると投票日等をPRした都選管ホームページにジャンプするという方法です。

また、掲載するサイトも、ログイン時に年齢や住所の登録が必要な場所によつて、二十、三十歳代の東京都民だけにPRが可能となり、より高い啓発効果が期待できるとしています。

発表後、コースの課程を修了した一六人（男性六人、女性一〇人）に修了証を授与。参加者からは「若い人の関心が政治から離れてしまつて、取り戻すのがとても難しい。自分たちの意見が少しでも参考になればと思う」「またこういう機会があったらぜひ参加したい」などの声寄せられました。

都選管は、「都議選啓発事業に対する指摘やキャンペーン事例の提案は、今後の啓発事業の参考にしていきたい」と話しています。

（編集部取材）

英国・選挙腐敗

防止の軌跡

第五回

腐敗防止への取り組み(その2)



画・東 芳純

アイルランド土地法
アイルランドの小作農の不満を緩和するために、
イギリスが行った小作権の保護、自作農化の
促進等の一連の立法。

Ireland

ザンネン

腐敗防止法案は、会期中のもう一つの重要案件であった
「アイルランド土地法案」を巡って議会が空転したため、
実質的な審議が行えないまま、撤回されてしまった

再提出
しよう!

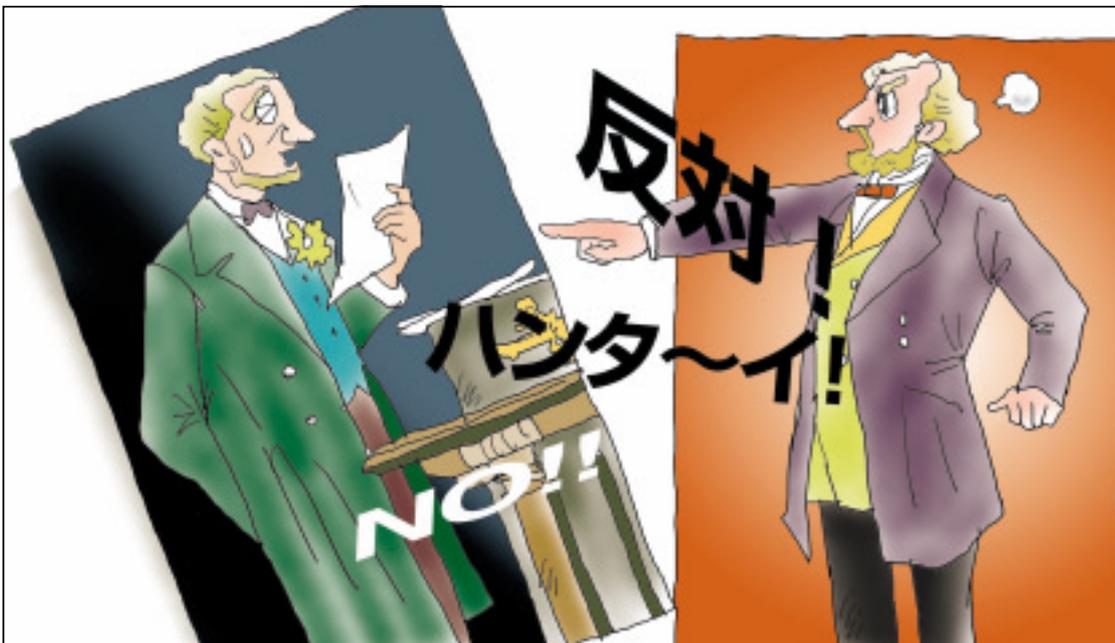
腐敗防止法案は
翌一八八二年二月再提出された。



ところが、会期中に、
現職閣僚の二人がアイルランド過激派
によって暗殺される事件が起き、
急遽「過激派処罰法案」が上程された
ため、腐敗防止法案の審議は後回しと
なり、成立させることができなかった。



一八八三年二月、
法案は三度議会に提出され、今度は
実質審議にこぎつけることができた。



ところが、これまで総論賛成の姿勢で
あった議員たちは、審議が進むにつれ、
法案に猛反対をするようになった。



ヘンリー・ジェームスは、次々に出される反論や修正案をことごとく論破していった。



三週間に及ぶ大激論の末、八月二五日、女王の裁可を得て、ついに法律となった。



第二次グラッドストーン内閣は、翌年、有権者を三分の二増やす「国民代表法」を成立させ、さらに、一八八五年、小選挙区制を導入する「議席再配分法」を成立させ、腐敗選挙区を一掃した。これらを併せて、第二次グラッドストーン内閣の三大政治改革と呼ばれている。

● 明るい選挙推進協会ホームページのリニューアル

協会のホームページを、昨年12月に全面リニューアルしました。デザインを一新するとともに、利用者が文字の大きさを変更できるなど使いやすくなっています。

新たに動画を配信するコーナーを設けました。各地で行われている啓発活動を撮影したビデオや啓発テレビスポットなどを紹介していきたいと考えておりますので、投稿、提供をお待ちしております。

● テレビ番組「オセロのおとなの選択」

明るい選挙推進運動に参加する若者グループの活動を紹介したテレビ番組を、1月5日、TBS系列を中心に全国で放送しました。

視聴率は関東地区で4.1%（同時間の占有率で12.2%）、関西地区で5.7%（同14.4%）をあげるなど、全国で約220万世帯の方々に番組をご覧いただきました。明るい選挙推進運動の知名度が低下している中、多くの方々にこの活動を知っていただくことができたのではないかと考えています。

● 明るい選挙推進協会の総会と中央研修会

協会の平成18年度総会を3月7日午前、中央研修会を7日午後と8日午前に、東京都千代田区の「グランドアーク半蔵門」で開催します。

● 藍綬褒章

明るい選挙推進運動、選挙関係事務に長年尽力されてこられた方々25人が、昨年11月3日に秋の藍綬褒章を授与されました。16日には皇居で天皇陛下に拝謁し、総務省、文部科学省、農林水産省、最高裁判所関係の拝謁者のうち、元鎌倉市明るい選挙推進協議会会長の牛島貞子さんが、代表して御礼言上を述べました。

氏名	職名	氏名	職名
西村 禎夫	元 北海道利尻富士町選挙管理委員会委員長	原 仁美	現 神戸市須磨区明るい選挙推進協議会会長
野藤 絹江	現 青森県外ヶ浜町明るい選挙推進協議会会長	雨宮 義幸	現 奈良県東吉野村選挙管理委員会委員長
佐藤 頼兄	現 岩手県一関市川崎町明るい選挙推進協議会会長	喜多 健次	元 和歌山県高野口町選挙管理委員会委員長
堀江 寛	元 宮城県若柳町選挙管理委員会委員長	水田 武男	元 鳥取県気高町明るい選挙推進協議会会長
大和 チヨ	元 秋田県山内村明るい選挙推進協議会会長	檜山 繁春	元 広島県豊栄町選挙管理委員会委員長
五十嵐 茂	現 茨城県土浦市選挙管理委員会委員長	加藤 正暢	現 山口県光市明るい選挙推進協議会会長
松本 好生	現 埼玉県鳩山町選挙管理委員会委員長	鎌田 家吉	現 香川県多度津町選挙管理委員会委員長
赤崎 照夫	現 千葉県成田市明るい選挙推進協議会会長	田所 富太郎	元 高知県佐賀町選挙管理委員会委員長
守屋 聡英	元 東京都日野市選挙管理委員会委員長	杉 茂	元 福岡県金田町選挙管理委員会委員長
牛島 貞子	元 神奈川県鎌倉市明るい選挙推進協議会会長	中嶋 幸隆	元 佐賀県太良町選挙管理委員会委員長
山田 善一郎	現 福井県明るい選挙推進協議会委員	古賀 貞夫	元 長崎県琴海町選挙管理委員会委員長
佐藤 忠克	元 三重県東員町選挙管理委員会委員長	橋 満雄	元 宮崎県宮崎市明るい選挙推進協議会副会長
乾 三治	現 大阪府柏原市明るい選挙推進協議会会長		

平成18年11月現在

編集後記

● 特集は、4月に行われる統一地方選挙を睨み、「地方議会は、今」を取り上げました。併せて、西尾勝 財団法人東京市政調査会理事長に巻頭言をご執筆いただきました。

皆さんのまちの議会はいかがでしょうか。

● めいすい列島フラッシュでは、新たに活動を開始した新潟県上越市の「選挙に行こう！若者委員会」と福井県の選挙啓発ソング「正義のヒーロー」を取り上げました。

上越市は人口21万人、県庁所在地ではありません。このよう

な都市で啓発を呼びかける若者グループが結成されたのは貴重な事例です。また、福井県では政治・選挙をもっと身近にしようと、公募による選挙啓発ソング「正義のヒーロー」を制作しました。その歌詞に共感される明推協委員の方も多いのではないのでしょうか。

● 統一地方選挙特集号を3月上旬に、通常構成の293号を3月末に発行する予定です。

編集・発行 ● 財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
 〈ホームページ〉 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉 akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ● 株式会社 公職研

社会への感度は、良好ですか。



身のまわりの「伝えたいこと」、ケータイで撮る、書く、送る。

ケータイ・ジャーナリスト・コンテスト

コンテスト詳細も、作例も、ご応募も、ぜんぶここから！



<http://kjc.yahoo.co.jp> (PC専用)
<http://evt.mobile.yahoo.co.jp/kjc/> (携帯専用)



QRコード



あなたの身のまわりのあらゆることが、実はどこかで社会や政治とつながっている。暮らしの中で気づいたこと、思ったことを、ジャーナリスト気分で撮り、書き、携帯電話で送ってください。環境、福祉、教育など、テーマは自由。さあ、いつものケータイと一緒に、「問題意識」を携帯しよう。

応募要項

応募締切 2007年2月11日(日)

応募方法

上記ホームページから応募フォームにアクセスし、記載の指示にしたがって写真とメッセージテキスト(全角250文字以内)を送信してご応募ください。
○デジタルカメラ・銀塩カメラをご使用の場合の応募方法はホームページをご覧ください。

結果発表

1次審査通過発表:2007年3月1日(木)
最終審査結果発表:2007年3月21日(水・祝)
※最終結果はみなさんのインターネット投票により決定します。

表彰・贈賞

グランプリ1名、準グランプリ1名、審査員特別賞5名、Yahoo!みんなの政治 特別賞1名、佳作7名

審査員 (敬称略)



高信彦(委員長)



秋元 康



菊川 怜



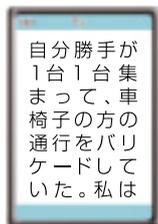
桐島ローランド



辛酸 なめ子

+

撮る



書く

▶▶



送る

YAHOO! JAPAN 検索

Yahoo! JAPAN で「**ケータイジャーナリスト!**」と検索してください。(PCのみ)

主催：(財)明るい選挙推進協会 / Yahoo!みんなの政治 (共催)